

2024
September

9

No.895

Saga Social Insurance Association

社会保険さが

●日本年金機構

・パート・アルバイトのみなさまへ あなたの年金・医療保険が変わります
・標準報酬月額の変更通知のお願い

●全国健康保険協会 佐賀支部

・被扶養者資格再確認のご協力をお願い
・協会けんぽ 2023 (令和5)年度決算(見込み)のお知らせ

●佐賀県社会保険協会

・社会保険事務講習会のご案内
・従業員の方向け福利厚生事業 日帰りバスツアーのご案内

・年金相談窓口開設カレンダー等
・令和7年「健康づくりカレンダー」申込みの受付を開始します!



■株式会社 佐賀銀行本店

会員事業所 information



株式会社 佐賀銀行

「このまちで、あなたと・・・」

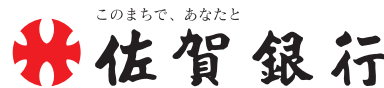
～金融の枠を超えて地域の価値向上を実現する銀行グループ～

平素より佐賀銀行をはじめ佐賀銀行グループをお引き立ていただきまして、誠にありがとうございます。



当行グループでは2022年度を初年度として「第17次中期経営計画」を策定し、「このまちであなたと・・・金融の枠を超えて地域の価値向上を実現するグループ」を目指す姿としています。地域の発展に貢献し続け、持続可能な地域社会・経済を実現することが当行グループの使命です。「このまちで、あなたと・・・」という不変の想いととも、グループ全体がコンサルファームとして、お客さま・地域の課題解決のご支援に全力で取り組んでまいります。

所在地：佐賀市唐人2-7-20 TEL：0952-24-5111



一般財団法人 佐賀県社会保険協会

〒840-0816 佐賀市駅南本町6-4 佐賀中央第一生命ビル9階
TEL：0952-26-3171 FAX：0952-26-3377

URL：<https://www.syahokyo-saga.or.jp/>

佐賀県社会保険協会

🔍 検索



パート・アルバイトのみなさまへ あなたの年金・医療保険が変わります

令和6年10月から従業員51人以上の事業所に勤務されているパート従業員等で、次の4つの条件の全てを満たす方は、社会保険（健康保険・厚生年金保険）に加入することになります。

週の所定労働時間が20時間以上

所定内賃金が月額8.8万円以上※

2ヶ月を超える雇用の見込みがある

学生ではない

※基本給及び諸手当を指します。ただし、残業代・賞与等は含みません。

左の全てにチェックが入った方が対象です。

社会保険（健康保険・厚生年金保険）に加入することのメリット

✓ 医療メリット

▶ 1分で分かる! 動画はこちら ▶▶▶



- ① 傷病手当金…業務外の病気やけがで会社を休んだ場合（医師の意見書が必要）、4日目から、最大1年6ヶ月、給与の2/3の金額が受け取れます。
- ② 出産手当金…出産のため会社を休んだ場合、出産の日以前42日から出産の日後56日までの期間、給与の2/3の金額が受け取れます。

✓ 年金メリット

▶ 厚生年金保険に加入すると、年金額が増えます。

▶ 年金額の増額例

▶ 1分で分かる! 動画はこちら ▶▶▶



厚生年金保険に加入することで「基礎年金」に加えて「厚生年金」が受け取れます。

厚生年金保険に加入することで増える年金額(年額)の目安は以下のとおりです。

| 年間給与 加入年数 | 120万円 | 150万円 | 200万円 |
|--------------|---------|---------|---------|
| | 1年 | 6,000 | 7,700 |
| 5年 | 29,800 | 38,400 | 51,800 |
| 10年 | 59,700 | 76,700 | 103,500 |
| 15年 | 89,500 | 115,100 | 155,300 |
| 20年 | 119,400 | 153,500 | 207,100 |
| 25年 | 149,200 | 191,900 | 310,600 |

(単位:円)

例えば、年間給与120万円で厚生年金保険に25年加入した場合、年金を65~80歳まで(15年間)受給すると…

累計
約**220万円** 増額

老齢基礎年金

年額 **816,000円**

※40年加入した場合
※令和6年度の年金額の場合

事業主の皆様へ

標準報酬月額に従業員様への通知のお願い

被保険者報酬月額算定基礎届により決定された標準報酬月額は令和6年9月1日から適用となります。

決定後の標準報酬月額について、被保険者(従業員)の皆様へ通知いただきますようお願いいたします。

被保険者報酬月額変更届・70歳以上被用者月額変更届提出のお願い

標準報酬月額は、「被保険者資格取得届」や「被保険者報酬月額算定基礎届」により決定しますが、昇(降)給により報酬が大幅に変動した場合は、「被保険者報酬月額変更届・70歳以上被用者月額変更届」により標準報酬月額の随時改定を行うこととなり、固定的賃金の変動し、その報酬を支払った月から数えて4か月目に新たな標準報酬月額が適用されます。

たとえば、5月支払い分から変動があった場合は、8月分保険料(令和6年10月1日納付期限分)から適用となります。

随時改定は次の3つの条件すべてにあてはまる場合に行います。

- ① 昇給または降給等により固定的賃金に変動があった。
- ② 従前の標準報酬月額と、変動月から3か月間に支払われた報酬の平均額による標準報酬月額との間に2等級以上の差が生じた。
- ③ 変動月から3か月間の支払基礎日数が各月17日以上(特定適用事業所に勤務する短時間労働者の場合は11日以上)ある。

ただし、次の場合は、随時改定の対象となりませんので、「被保険者報酬月額変更届・70歳以上被用者月額変更届」の提出は不要です。

- ① 固定的賃金は上がったが、変動後の引き続いた3か月分の報酬の平均額による標準報酬月額が従前より下がり、2等級以上の差が生じた場合
- ② 固定的賃金は下がったが、変動後の引き続いた3か月分の報酬の平均額による標準報酬月額が従前より上がり、2等級以上の差が生じた場合

お問い合わせ先

● 各年金事務所 厚生年金適用調査課

社会保険料(国民年金保険料)は納付期限内に納付しましょう。
令和6年9月分保険料の納付期限は**令和6年10月31日(木)**です。

被扶養者資格再確認のご協力をお願い

協会けんぽでは、保険給付の適正化を目的に、健康保険法施行規則第50条に基づき、健康保険の被扶養者となっている方が、現在もその状況にあるかを確認させていただくため、毎年度、被扶養者資格の再確認を実施しております。

令和6年度につきましては、10月上旬から10月下旬にかけて順次「被扶養者状況リスト」をお送りいたしますので、被扶養者資格をご確認いただき、同封の返信用封筒にてご提出いただきますようお願いいたします。被扶養者資格の再確認は、被扶養者の方の現況確認だけではなく、加入者みなさまの保険料負担の軽減につながる大切な確認となりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

確認の対象となる方

令和6年4月1日において18歳以上の被扶養者(協会管掌健康保険)

※すべての被扶養者が上記に該当しない場合は、再確認の必要がありませんので、事業主の方へ被扶養者状況リストはお送りいたしません。

送付時期

令和6年10月上旬から10月下旬にかけて順次送付いたします。

提出期限

令和6年11月29日(金)(予定)

添付書類について

厚生労働省より再確認業務の厳格化を求められていることから、下記に該当する場合、事実を証明する書類の提出をお願いいたします。

- 被保険者と別居している被扶養者→仕送りの事実と仕送り額が確認できる書類
- 海外に在住している被扶養者→海外特例要件に該当していることが確認できる書類

扶養解除となる被扶養者の方がいる場合

再確認の結果、扶養解除となる場合は、被扶養者状況リストに同封の被扶養者調書兼異動届と、該当する方の被保険者証を添えて、協会けんぽへご提出をお願いいたします。

令和5年度の実績

- 扶養解除者数 約7.1万人
- 高齢者医療制度への負担軽減額(効果額) 約10億円



令和6年12月2日以降、新規に健康保険証は発行されません

マイナンバーカードと健康保険証の一体化により、本年12月2日から現行の健康保険証の新規発行を終了して、「マイナ保険証」を基本とする仕組みに移行します。

「マイナ保険証」は、医療機関・薬局において、直近の資格情報等を確認することができるとともに、医療情報の共有化により、健康・医療に関する多くのデータに基づいたより良い医療を受けていただくことが可能となります。

マイナンバーカードを健康保険証として利用するには、お申込みが必要です。詳しくは、協会けんぽのホームページ※からご確認をお願いいたします。



※ホームページ上のバナー「今から使おう!マイナ保険証」をクリックまたは上記の二次元コードをスキャンしてご覧ください。



協会けんぽ 2023(令和5)年度決算(見込み)のお知らせ

2023年度の決算(見込み)の概要

2023年度の決算は収入が11兆6,104億円、支出が11兆1,442億円、収支差は4,662億円で前年度から343億円の増加となりました。収入・支出の主な内訳は以下のとおりです。

収入

- 保険料収入は2,577億円増加。賃金の増加が主な要因。

支出

- 保険給付費は1,993億円増加。加入者1人当たり医療給付費が増加したことが主な要因。
- 高齢者医療への拠出金等は1,358億円増加。団塊の世代が後期高齢者になることにより拠出金額が増加したことが主な要因。

2023年度の収支は、収入・支出ともに前年度より増加しましたが、主たる収入である「保険料収入+国庫補助等」は2,995億円増加した一方、主たる支出である「保険給付費+拠出金等」は3,351億円増加しており、**支出の方が収入よりも伸びています。そのため、収支差は実質的には前年度より縮小していることに留意が必要です。**

その他の支出について、前年度に交付された国庫補助等の精算等による国への返還が生じなかったことにより、2023年度は前年度と比較して支出が683億円抑制されています。そのため、最終的には、収支差は、名目上、前年度より増加しています。

※詳しくは、協会けんぽのホームページをご覧ください。

2023年度決算(見込み) 医療分 (単位:億円)

| | | |
|----|-------|------------------|
| 収入 | 保険料収入 | 102,998 (+2,577) |
| | 国庫補助等 | 12,874 (+418) |
| | その他 | 233 (+16) |
| | 計 | 116,104 (+3,011) |

| | | |
|----|-------|------------------|
| 支出 | 保険給付費 | 71,512 (+1,993) |
| | 拠出金等 | 37,224 (+1,358) |
| | その他 | 2,705 (▲683) |
| | 計 | 111,442 (+2,668) |

| | |
|--------|--------------|
| 単年度収支差 | 4,662 (+343) |
|--------|--------------|

※()内は、対前年度比

※支出の「その他」は右図の「健診・保健指導経費」「協会事務費」「その他の支出」の合計

保険給付費 64.2%

協会けんぽが医療機関に支払う費用や、傷病手当金等の支払いに要する費用

保険料収入 88.7%

被保険者・事業主の皆さまに納めていただいている保険料

支出 収入
約11.1兆円 約11.6兆円

高齢者医療への拠出金等 33.4%

高齢者の皆さまの医療費の一部を現役世代が負担しています。

健診・保健指導経費 1.4%

協会事務費 0.6%

その他の支出 0.4%

国からの補助金 11.1%

その他の収入 0.2%

Q.2023年度の決算は黒字額が増加しましたが、協会けんぽの財政は今後どのような見通しなのでしょうか？

A. 協会けんぽの財政は、以下の理由から楽観を許さない状況です。

- ・団塊の世代が後期高齢者になることにより**高齢者医療への拠出金等の短期的な急増が見込まれ、その後も中長期的に高い負担額で推移することが見込まれること。**

※高齢者医療への拠出金等 2023年度:2兆1,900億円→2025年度:2兆5,300億円

- ・協会けんぽ加入者の平均年齢上昇や医療の高度化等により**保険給付費の継続的な増加が見込まれること。**

※保険給付費 2023年度:7兆1,512億円→2028年度:7兆6,600億円

こうした状況を踏まえ、協会は、将来を見据えて、加入者の健康づくりに向けた取組を進めつつ、保険財政の持続可能性という観点から、各種医療費適正化対策にも取り組んでまいります。



メルマガのご登録はこちらから！
役立つ情報が満載です！





令和6年度 社会保険事務講習会のご案内

『在職高齢年金・高年齢用継続給付のしくみ』

高齢者雇用に関する諸制度や必要な届出等について学びます。

【講師は変更となる場合があります】

『ライフステージにおける社会保険・労働保険』

社会保険事務担当者や若年従業員の方を対象に、入社後における様々な場面で知っておきたい基礎的な制度や必要な手続きなどについて学びます。【初級編】

講師●社会保険労務士

| 令和6年 | 会場 | 講師 | 令和6年 | 会場 |
|----------|------------------------|--------------------|-----------|--|
| 9月11日(水) | 唐津 高齢者ふれあい会館 りふれ | 城 志保 社会保険労務士 | 10月16日(水) | 佐賀:メートプラザ佐賀 (佐賀市兵庫北3-8-40) |
| 9月12日(木) | 鹿島 鹿島市生涯学習センター エイブル | 中村 好江 特定社会保険労務士 | 10月17日(木) | 鹿島:鹿島市生涯学習センターエイブル (鹿島市大字納富分2700-1) |
| 9月13日(金) | 佐賀 メートプラザ佐賀 | 東島 芳子 特定社会保険労務士 | 10月18日(金) | 鳥栖:サンメッセ鳥栖 (鳥栖市本鳥栖町1819) |
| 9月18日(水) | 鳥栖 サンメッセ鳥栖 | 横田 弘美 特定社会保険労務士 | 10月29日(火) | 唐津:高齢者ふれあい会館 りふれ (唐津市二タ子3-155-4) |

対象者

社会保険事務担当者の方

テキスト

「60歳からの年金・雇用保険・健康保険」



対象者

社会保険事務担当者や若年従業員の方

テキスト

「ライフステージにおける社会保険・労働保険」



● 実施時間 各会場共通 13:20受付 ▶ 13:40開始 ▶ 16:00終了予定

募集定員 佐賀…50名 鳥栖・唐津・鹿島…30名

参加費 会員事業所は無料

(但し、非会員事業所及び令和6年度会費未納事業所は3,000円のご負担をお願いします。)

申込方法 ホームページよりお申込み下さい。

佐賀県社会保険協会

検索

お申し込み後、登録されたメールアドレスに受講通知(申込完了)のメールが届きますので、講習会当日、メールの画面を印刷してご持参ください。

なお、定員が上限に達している場合や今年度の会費の入金が確認できない場合は、当協会よりご連絡いたします。

また、メールが届かない場合は、お手数ですが当協会までご連絡をお願いします。



お申込み
お問合せ

一般財団法人 佐賀県社会保険協会

〒840-0816 佐賀市駅南本町6-4 佐賀中央第一生命ビル9階

TEL.0952-26-3171 FAX.0952-26-3377

事務講習会のお申し込み方法は
ホームページからのみとなりますので
ご注意ください。



従業員の方向け福利厚生事業
日帰りバスツアー
のご案内

木の花ガーデン
ビュッフェランチ付き

9月2日から
先着受付!
定員40名

日田の紅葉と歴史の町豆田町散策の旅

開催日 令和6年11月23日(土・祝) 定員 40名 ※最少催行人員30名

申込期間 令和6年9月2日(火)～10月25日(金) ※定員になり次第締め切りとなります。

対象者 会員事業所にお勤めの方とその方のご家族、ご友人など、参加を希望する方
※奇数人数でお申し込みの場合は、他グループの方と相席となる場合があります。

参加料 ・会員事業所にお勤めの方とそのご家族 **6,000円** (会員料金)
・上記以外のご友人など **9,000円** (一般料金)
※催行確定後、事業所様経由で参加代表者様あてに払込票等をお送りします。

申込方法 「日帰りバスツアー参加申込書」により、佐賀県社会保険協会あてファックスでお申し込みください。
※定員締切後にお申し込みいただいた場合は、当協会よりご連絡します。

お申込みお問合せ 一般財団法人 佐賀県社会保険協会
佐賀市駅南本町6-4 佐賀中央第一生命ビル9階
TEL.0952-26-3171 FAX.0952-26-3377



【旅行企画・実施】(佐賀県知事登録旅行業第2-19号) (一社)全国旅行業協会会員
祐徳自動車株式会社 佐賀営業所 ☎0952-30-5588
佐賀市駅前中央3丁目1番6号 総合旅行業務取扱管理者 熊本敏尚

【国内旅行条件】抜粋

- ◆最少催行人員30名 左記人員に満たない場合、旅行開始日の前日から起算して遡って、日帰りの場合は旅行開始日の4日前までに旅行を中止する旨を旅行者に通知します。詳しい旅行取引条件は係員がご説明します。
- ◆この旅行の契約変更、解除、責任及び免責、損害賠償に関する事項は、当社の旅行約款の定めるところによります。
- ◆お客様のご都合によるお取消しになる場合、右記載の取消料をお支払いいただきます。

| 取消料 | 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって | | | | | |
|-------|----------------------|---------|---------|---------|---------|-----------|
| | 20～11日前 | 10～8日前 | 7～2日前 | 前日 | 当日 | 出発後 |
| 日帰り旅行 | 無料 | 旅行代金20% | 旅行代金30% | 旅行代金40% | 旅行代金50% | 旅行代金の100% |

| | | | | | | | | | | | |
|----|-------|--------|------------|----------|----------|--|--------|--------|----------|--------|--------|
| 行程 | 7:30 | 8:00 | 8:40 | 9:10 | 9:50 | 11:00～15:40 | 16:30頃 | 17:10頃 | 17:40頃 | 18:10頃 | 18:40頃 |
| | ① 鹿島駅 | ② 江北駅南 | ③ 佐賀バスセンター | ④ 神埼市役所前 | ⑤ 鳥栖市役所前 | 木の花ガーデンビュッフェランチ いちご日田蒸留所紅葉散策 薫長酒造 豆田町伝統的建造物群保存地区散策 日田天領水の里元気の駅 | 鳥栖市役所前 | 神埼市役所前 | 佐賀バスセンター | 江北駅南 | 鹿島駅 |

FAX番号 0952-26-3377

| 日帰りバスツアー参加申込書 (申込日 令和 年 月 日) | | | | |
|------------------------------|------------------|-------------------|------|--------------------|
| 事業所名 | | | | |
| 事業所所在地 | 〒 事業所電話番号 () - | | | |
| 参加者氏名 | 乗車場所 上記①～⑤を記入 | 参加者の別 | 参加料金 | 代表者携帯番号 (緊急連絡先) |
| (参加代表者) | | ●本人・家族 ●その他友人等 | | |
| (同行者) | | ●本人・家族 ●その他友人等 | | 参加料金合計 |
| (同行者) | | ●本人・家族 ●その他友人等 | | |
| (同行者) | | ●本人・家族 ●その他友人等 | | |

※申込書にご記入いただきました情報は、本事業の運営以外の目的には使用いたしません。

| 令和6年10月 年金相談窓口開設カレンダー | | | | | | |
|-----------------------|---|---|---------------------|----|----------------------|------------------------------|
| 日 | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 |
| | | 1 鹿島市役所 (予約) | 2 多久市役所 (予約) | 3 | 4 伊万里市役所 (予約) | 5 |
| 6 | 7 伊万里市役所 (予約) 年金事務所 延長相談19時まで | 8 基山町役場 (予約) | 9 有田町役場 (予約) | 10 | 11 伊万里市役所 (予約) | 12 年金事務所 休日相談日 (予約) |
| 13 | 14 | 15 鹿島市役所 (予約) 年金事務所 延長相談19時まで | 16 多久市役所 (予約) | 17 | 18 伊万里市役所 (予約) | 19 |
| 20 | 21 年金事務所 延長相談 19時まで | 22 基山町役場 (予約) | 23 | 24 | 25 伊万里市役所 (予約) | 26 |
| 27 | 28 年金事務所 延長相談 19時まで | 29 | 30 | 31 | | |

年金事務所受付時間：平日(月曜～金曜)の8:30～17:15まで

| | | | |
|---------------|------------------------|----------------|----------------------------------|
| 年金相談の 時間延長 | 週初めの開所日 17:15～19:00 | 年金事務所 休日相談日 | 県内年金事務所の休日相談日 受付時間 9:30～16:00 |
|---------------|------------------------|----------------|----------------------------------|

第2土曜日の休日相談については予約制です。

| 出張相談【予約制】 | | |
|-----------|---------------------------|-------------------------|
| 出張相談所 | 開設日・相談時間 | 予約申込先 |
| 多久市役所 | 第1・3水曜日 10:00～16:00 | 佐賀年金事務所 0952-31-4191 |
| | 第2・4火曜日 10:00～16:00 | |
| 伊万里市役所 | 第1月曜日・毎週金曜日 9:30～15:30 | 唐津年金事務所 0955-72-5161 |
| 鹿島市役所 | 第1・3火曜日 10:00～16:00 | 武雄年金事務所 0954-23-0121 |
| | 第2水曜日 10:00～15:00 | |

※いずれの日も12:00～13:00の時間帯は除きます。
※年金事務所では予約による年金相談を受けておりますので、希望される日の前日までにお申込みください。

予約申込先
「予約受付専用電話」
☎0570-05-4890(ナビダイヤル)
050で始まる電話でおかけになる場合は
☎03-6631-7521(一般電話)
受付時間：月～金曜日(平日) 8:30～17:15まで
※土・日・祝日、12月29日～1月3日はご利用いただけません。
予約相談希望日の1か月前から前日まで受付しています。
ご連絡の際は、基礎年金番号か個人番号(マイナンバー)の分かるものをご準備ください。

佐賀県社会保険協会

令和7年『健康づくりカレンダー』申込みの受付を開始します!

>>>申込受付期間 9月2日(月)～10月18日(金)

昨年度、ご好評いただいた「健康づくりカレンダー」につきまして、今年度も以下の条件により、ご希望の事業所様に対して配付しますので、下記申込書により期限までにお申し込みください。



- ★令和6年度会費納入済み事業所
- ★1事業所 1部のみ無料 ※2部以上申し込む場合は1部あたり300円(税込み)
- ★申込み多数の場合は先着順により300事業所まで

※お申込みはファックスのみで受け付けます。 **FAX番号 0952-26-3377**

| 令和7年 『健康づくりカレンダー』 申込書 | | |
|-----------------------|-----------------------------|---------------|
| 整理番号 | 宛名シールの左下の番号 おわかりになる範囲で結構です。 | 申込日 令和 年 月 日 |
| 事業所名 | | ご担当者名 |
| 事業所所在地 | 〒 | 事業所電話番号 () — |

※申込書にご記入いただきました情報は、健康カレンダー送付以外の目的には使用いたしません。